

16-1 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(令和8年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体・根拠法令	支給対象者	支給限度額 (支給制限)
災害弔慰金	1 市内において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による。) 5 県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害	1 糸魚川市災害弔慰金の支給に関する条例 2 実施主体 市 3 経費負担 (1) 対象災害区分1～4の場合 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (2) 対象災害区分5の場合 県 1/2 市 1/2	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※) ※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 ただし、その死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。
				支給制限
				1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

16-2 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和8年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体・根拠法令	支給対象者	支給限度額 (支給制限)
災害 障害 見 舞 金	1 市内において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による。)	1 糸魚川市災害弔慰金の支給に関する条例 2 実施主体 市 3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障がい者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円
				支給の制限
				1 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

16-3 自然災害見舞金

市内で発生した自然災害により被害を受けた世帯主に対し見舞金を支給する。（令和8年4月1日現在）

	対象となる災害	事業主体・法令根拠	給付額
災害見舞金	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、地震及び地すべり等の自然災害	1 糸魚川市自然災害見舞金給付規則 2 事業主体 市	(1) 被災した家屋に居住する世帯主 ア 全壊又は流出 100,000 円 イ 半壊 50,000 円以内 (2) 避難勧告を継続して5日以上受けた方 ア 世帯主 20,000 円 イ アの世帯主と同居する方 一人につき 10,000 円

16-4 被災者生活再建支援金（公益財団法人 都道府県会館）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。
(令和8年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体・根拠法令	支給対象世帯	支給額
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害 4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害 5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害 6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）	1 被災者生活再建支援法 2 実施主体 都道府県（※） ※支援金の支給に関する事務は、（公財）都道府県会館へ委託。 3 経費負担 国 1/2 県 1/4	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	別表のとおり

(別表)

支給額は、次の２つの支援金の合計額となる。（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住 宅 の 被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支 給 額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住 宅 の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支 給 額	２００万円	１００万円	５０万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円

支援金の支給申請（申請窓口は、市町村）

	(1) 基礎支援金	(2) 加算支援金
申請時の添付書面	罹災証明書、住民票 等	契約書（住宅の購入、賃借等） 等
申請期間	災害発生日から13月以内	災害発生日から37月以内

16-5 災害見舞金

市内で発生した災害により、人命又は財産に被害を受けた者に対し、見舞金を給付する。

(令和8年4月1日現在)

	対象となる災害	事業主体・法令根拠	給付額
災害見舞金	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、地震、地すべり等の自然災害及び火災 対象者 市内に住所を有し、現に居住する者	1 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会災害見舞基金の設置及び災害見舞金の支給に関する規程 2 事業主体 市社会福祉協議会	災害により住家を半焼半壊以上被災したとき、又は特に会長が必要と認めたとき 1世帯につき 50,000円 ただし、市の災害見舞金給付対象となった場合は、支給しない。

16-6 災害援護資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(令和8年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上は、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては、1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する条例 2 実施主体 市 3 経費負担 国 2/3 県 1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 いずれか1つの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 ア 保証人あり 無利子 イ 保証人なし 年1%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5.0%

16-7 生活福祉資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直し資金として、災害救助法の適用に至らない小災害時は、生活福祉資金を貸し付ける。(令和8年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 福祉費 (災害臨時経費)	・低所得世帯 (生活保護基準額の概ね1.7倍以内) ・高齢者世帯 (日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内) ・障がい者世帯 (障がい者の属する世帯。ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く。) 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1)実施主体 県社会福祉協議会 (2)窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)	貸付限度 1世帯150万円以内	1 据置期間 貸付の日から6か月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、措置期間経過後、年1.5% 4 保証人 原則として、連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
イ 福祉費 (住宅改修等経費)	同上の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	同 上	貸付限度 250万円以内	同 上

16-8 母子寡婦福祉資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直し資金として、災害救助法の適用に至らない小災害時は、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。(令和8年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知 3 実施主体 県	貸付限度 普通150万円 特別200万円	1 災害救助法の適用を要しない。 2 据置期間 6か月 3 償還期間 普通6年以内 特別7年以内 4 利率(年利) 無利子または年1.5% (連帯保証人の有無による)

(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子及び寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日に償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認めるときは、改めて猶予できる。) (2) 添付書類 市長の被災証明書
2	母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日になされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書
3	母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子及び寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子及び寡婦福祉法第32条第3項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※ 通常時、現に扶養する子等のない寡婦については所得制限あり。

16-9 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金の貸付け(融資))

被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、災害復興住宅資金の借入れの促進を図る。

災害復興住宅融資に関する主な制度は次のとおりであるが、融資制度の詳細等は住宅金融支援機構カスタマーセンター（電話：0120-086-353）またはホームページ（<https://www.jhf.go.jp>）を参照のこと。

（令和8年4月1日現在）

	制度名	制度概要
建てる・買う リフォーム	災害復興住宅融資（建設・購入）	住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資
	災害復興住宅融資（建設・購入）＜高齢者向け返済特例＞	満60歳以上の方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資
	災害復興住宅融資（中古リフォーム一体型）	中古住宅の購入資金及びリフォーム資金に対する融資
	災害復興住宅融資（補修）	住宅復旧のためのリフォーム資金に対する融資
	災害復興住宅融資（補修）＜高齢者向け返済特例＞	満60歳以上の方が利用できる住宅復旧のためのリフォーム資金に対する融資

※融資対象となるためには「り災証明書」の提出等の条件がある。

16-10 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

（令和8年4月1日現在）

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合 5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

（注）本制度の適用となる天災は、発生後の被害調査に基づき、天災融資法発動の都度政令で指定される。
利率等についても、天災融資法発動の都度政令で設定される。

16-11 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延長措置を行う。

※最新の貸付利率は、公庫ホームページで確認するか、公庫等に照会。

（令和8年4月1日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金 (スモール資金)	農業経営に必要な運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた個人・法人	25年以内	10年以内
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	25年以内	10年以内
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	15年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、農業共済組合・同連合会等	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	農業を営む者	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協等	20年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	償還期間	償還期間のうち据置期間
林業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	林業経営改善計画の認定を受けている者	15年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会等	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁業を営む者、漁協・同連合会等	20年以内	3年以内
		漁業及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、特定事業を共同で行う漁業者等		
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者	15年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）漁業振興法人等	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	15年以内	3年以内

（申込方法） 農協・同連合会、農林中金、漁協・同連合会等を通じ行う。

（貸付限度） 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

（注） この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

1 6 - 1 2 中小企業融資及び信用保証

1 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (2) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また、被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (3) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (4) 中小企業向け市制度融資について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (5) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

2 災害関連融資制度等

(1) 融資制度

(令和8年4月1日現在)

機関名	区分	融 資 条 件 等	
県地域産業振興課	セーフティネット資金（自然災害要件） (経営支援枠)	1 資金使途	運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。）
		2 対象企業	県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者及び事業協同組合等。
		3 融資限度	3,000万円（別枠）
		4 融資利率	融資期間3年以内 年1.55% 融資期間3年超5年以内 年1.75% 融資期間5年超7年以内 年1.95%
		5 担保	金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
		6 保証人	原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない。
		7 信用保証	新潟県信用保証協会の信用保証を要する。
市	地方産業育成資金	1 資金使途	運転資金・設備資金
		2 対象企業	中小企業者（市長の定めるところによる）
		3 融資限度	1,000万円（被災状況に応じて市長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）
		4 融資利率	保証付き（責任共有対象外） 年2.10% 保証付き（責任共有対象） 年2.30% 保証なし 年2.60%
		5 融資期間	運転資金5年以内（うち据置期間6か月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6か月以内） (災害規模により市長が認めた場合は融資期間を超えることも可)
		6 担保	金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
		7 保証人	金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
		8 信用保証	市長の定めるところによる。

機関名	区分	融 資 条 件 等	
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	災害貸付	1 資金使途	設備資金、運転資金
		2 対象企業	災害により被害を受けた中小企業者
		3 融資限度	それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額
		4 融資利率	それぞれの融資制度の利率。ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。
		5 融資期間	普通貸付：10年以内（うち据置期間2年以内） 普通貸付以外：それぞれの融資制度の返済期間、据置期間以内
		6 担保	日本政策金融公庫の定めるところによる。
		7 保証人	日本政策金融公庫の定めるところによる。
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
		2 対象企業	日本政策金融公庫が指定した災害により被害を被った中小企業者
		3 融資限度	直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円
		4 融資利率	基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）
		5 融資期間	運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内） 設備資金：15年以内（うち据置期間2年以内）
		6 担保	日本政策金融公庫の定めるところによる。
		7 保証人	日本政策金融公庫の定めるところによる。

(2) 保証制度

機関名	区分	融 資 条 件 等	
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件	激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者等（市が発行する「罹災証明」を要する。）
		2 保証限度額	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
		3 保証料率	年0.80%
	セーフティネット保証 (4号要件)	1 保証対象要件	特定地域の災害等に影響を受けている中小企業者（市長の認定を要する。）
		2 保証限度額	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
		3 保証料率	年0.80%